

## 英国総選挙の結果と EU離脱

### EYグローバル・タックス・アラート ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

英国総選挙は保守党が単独過半数を得て勝利し、引き続き政権を担うこととなりました。これにより、保守党は公約を実行することができます。保守党の勝利は何よりもまず、EU離脱協定法案に重点が置かれることを意味しますが、一方で2月の予算案で取り上げられる予定の税制改正や関連する論点があります。

### EU離脱

ボリス・ジョンソン首相は、2019年12月20日に離脱協定法案を提出し、国会議員による投票が2019年12月23日に行われるようにすると述べました。離脱協定法案が可決された場合でも、EU離脱が実現するには、欧州議会が2020年1月31日までに離脱協定を批准する必要があります。

現在最も可能性が高いシナリオ通り、英国が2020年1月31日にEUを離脱した場合、2020年12月31日までの「移行期間」に入ります。移行期間を1～2年延長する条項が存在しますが、ボリス・ジョンソン首相は以前に、移行期間を延長するつもりはないと述べています。移行期間中、英国は基本的にEUの一部としてとどまりますが、移行期間が終了すると、英国は、加盟国間の特定の支払いに係る源泉税の撤廃について取り決める親子会社指令や利子・ロイヤルティ指令等のEUの税に関する指令が適用されなくなります。また、英国企業とEU企業の合併について、課税上中立的なメカニズムを認める合併指令も適用されなくなります。移行期間が延長されるか、上記取扱い等に関して新たな合意を実施するか、企業グループ自体が再構築されない限り、追加の税コストが発生する可能性があることから、企業は2021年1月からの源泉税のポジションを確認する必要があります。

移行期間中、EUと英国は将来的な両者の関係に関する交渉を行います。合意された政治宣言では、ほとんどの物品およびサービスに係る関税をゼロにし、国境チェックを最小限に抑える包括的な自由貿易協定(FTA)が提唱されています。ボリス・ジョンソン首相は、かかるFTAの締結は2020年12月までの11カ月で可能だと述べていますが、英国とEUの他の多くの政治家は異なる見解を示しています。今や英国は保守党過半数が「合意案」を批准すればEUを離脱できますが、FTAに関する合意が移行期間期限前に成立しない場合、企業には2021年1月1日から追加コストと混乱に直面する可能性があるという重大なリスクが残ります。これらのリスクは、貿易紛争をWTO控訴裁判所に付託することに関連した問題が継続する場合に追加される可能性があります。

## 租税政策 – 2月予算案

保守党は2月の予算案に注力しており、国民保険料の納付義務が生じる年収の下限を9,500ポンドに引き上げることを盛り込むべきだと述べています。また、2月の予算案には制定された法人税率の引き下げの撤回も含まれると考えられるため、2020年4月以降も税率は19%に据え置かれます。2月に見込まれるその他の法人税に関する措置として、構造物・建物の償却控除の引き上げ(3%)および研究開発費税額控除の引き上げ(13%)が挙げられます。また、研究開発の定義にクラウドコンピューティングとデータを含めるように変更される可能性があります。

一方で、現状どのようになるかあまり明らかになっていない点はデジタルサービス税(DST)です。選挙期間中、保守党は彼らが意図したとおりにDSTを導入することを確認しました。しかし、(最近の米国通商代表部による報告書とフランスのDSTに関する最近の行動を考えると)DSTの導入は、もう一方で離脱後に早期に締結する必要のある米国との貿易協定の関係上、一筋縄ではいかない可能性があります。

マニフェストでは、租税回避・脱税防止に関する新たな法律が提案されました。また、プラスチック包装税という形の新たな税金、並びに英国の居住用不動産を購入する非居住者に対する3%の土地印紙税(Stamp Duty Land Tax: SDLT)サーチャージが提案されました。保守党はまた、事業用資産税(business rate)制度の「根本的な見直し」を誓約しました。

総選挙は新たな政党による政権をもたらさなかったかもしれませんが、総選挙はEU離脱についてなされるべき作業を中心とした政策の変化をもたらすと考えられます。

EU離脱協定案が2020年1月31日の期限までに批准される可能性があることを念頭に、EYでは、これらの提案された租税政策の変更が企業グループの事業に与える影響及び移行期間の影響の評価に関して、サポートが可能です。

日系企業グループは、事態の進展と英国にもたらされる政治的現実性の向上を歓迎すべきですが、EUとの協定案の影響分析を、現在の喫緊の課題として捉える必要があると考えられます。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

## EY税理士法人

ヨアヒム・ストブズ  
クレア・ブル  
守分 満  
ジョナソン・シェパード

パートナー  
シニアマネージャー  
シニアマネージャー  
シニアスタッフ

joachim.stobbs@jp.ey.com  
clare.bull@jp.ey.com  
mitsuru.moriwake@jp.ey.com  
jonathon.shepherd@jp.ey.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](http://ey.com/privacy) をご確認ください。EYについて詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規制改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20191219

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)

